

## 平成21年度介護報酬改定について

### 社会保障審議会介護給付費分科会での検討

- 平成21年度の介護報酬改定について、9月18日開催の社会保障審議会介護給付費分科会から、本格的に検討が行われている。
- 9月は事業者団体等のヒアリング、10月は介護従事者対策等を中心に議論が行われた。今後、介護報酬や指定・運営基準について、サービスごとに議論され、12月中旬に基本的な考え方の整理、取りまとめられ、1月下旬に改定案が諮問・答申される予定である。
- 10月3日に開催された第55回分科会において、平成21年度介護報酬改定の視点として、次の5点が示された。
  - ① 介護従業者の人材確保対策
  - ② 高齢者が自宅や多様な住まいで療養・介護できる環境の整備  
(医療と介護の連携)
  - ③ 認知症高齢者の増加を踏まえた認知症対策の推進
  - ④ 平成18年度介護報酬改定で新たに導入されたサービスの検証
  - ⑤ サービスの質の確保、効率化等

### 介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策

- 10月30日、政府の追加経済対策（生活対策）において、介護従事者の処遇改善と人材確保のため、平成21年度からの介護報酬を3.0%引き上げること、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制すること等が発表された。

# 生活対策(抜粋)

平成 20 年 10 月 30 日

新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議

## 3. 生活安心確保対策

◇国民の生活不安の解消のため、消費者庁(仮称)の創設など消費者政策の抜本的強化等とともに、10万人程度の介護人材等の増強、出産・子育て支援、障害者・医療・年金対策を推進する。

### ○介護従事者の処遇改善と人材確保等

#### ・介護報酬改定による介護従事者の処遇改善

- 平成21年度の介護報酬改定(プラス3.0%)等により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制等

#### ・介護人材等の緊急確保対策の実施等

- 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充(一定期間従事した場合の返還免除要件の緩和等)
- 母子家庭の母親の介護福祉士・看護師等の資格取得支援(給付金の支給期間拡大)
- 福祉・介護人材の参入促進のための相談・助言、潜在的有資格者等養成支援、複数事業所連携(以上障害者基金の活用)、年長フリーター等を介護人材として確保・定着させた事業者への助成、介護作業負担軽減のための設備・機器を導入する事業者へのモデル奨励金
- 認知症高齢者の徘徊SOSネットワークのGPS利用や広域ネットワークの整備推進
- 外国人看護師・介護福祉士候補者への日本語研修